

GREEN×EXPO 2027応援活動登録規約

制定 2024年 6月28日

(趣旨)

第1条 この規約は、GREEN×EXPO 2027応援活動（以下「活動」という。）の登録及び公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が定めた「メッセージ付き公式ロゴマーク」の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 個人、団体、教育機関等の活動を広く募集し、メッセージ付き公式ロゴマークの活用によりGREEN×EXPO 2027の応援の輪を広げ、開催に向けた市民との一体感を高める。

(対象活動)

第3条 登録対象の活動は、次の各号のいずれかとする。

- (1) メッセージ付き公式ロゴマークを使ったGREEN×EXPO 2027に繋がる花緑や環境に関する活動。
- (2) メッセージ付き公式ロゴマークを使ったGREEN×EXPO 2027の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(活動登録手続)

第4条 活動の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「GREEN×EXPO 2027応援活動登録申請書」（第1号様式）にメッセージ付き公式ロゴマークの使用デザイン案を添付して、活動でメッセージ付き公式ロゴマークの使用を開始する原則2週間前までに登録申請を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、協会は、「GREEN×EXPO 2027応援活動登録承認書」（第2号様式）を申請者に交付する。なお、協会が承認した活動登録申請者を以下「活動を登録した者」という。

3 協会は、申請された活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を承認しないものとし、「GREEN×EXPO 2027応援活動登録不承認書」（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

- (1) 協会又はGREEN×EXPO 2027の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする、又は目的とするおそれのある場合
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している、又は関係しているおそれのある場合
- (4) 申請者以外がメッセージ付き公式ロゴマークを使用する、又は使用するおそれのある場合
- (5) 自己の商標又は意匠としてメッセージ付き公式ロゴマークを使用する、又は使用するおそれのある場合
- (6) 特定の政治活動、宗教活動を目的とする、又は目的とするおそれのある場合
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- (8) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合
- (9) その他、そのメッセージ付き公式ロゴマークの使用が著しく不相当と協会が認める場合

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が登録する場合
- (2) 協会が適当と認める場合

（メッセージ付き公式ロゴマークの使用者）

第5条 メッセージ付き公式ロゴマークは、第4条に定める手続きにより登録の承認を得ることで、活動を登録した者が登録した活動において使用することができる。

（メッセージ付き公式ロゴマークの使用料）

第6条 協会が活動の登録を承認した者によるメッセージ付き公式ロゴマークの使用料は、無料とする。

（メッセージ付き公式ロゴマークの使用上の遵守事項）

第7条 活動を登録した者は、メッセージ付き公式ロゴマークを使用するデザイン

について「メッセージ付公式ロゴマークの使用上の注意点（以下「使用上の注意点」という。）」を遵守しなければならない。

2 活動を登録した者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された活動のみに使用すること。

(2) 使用開始に先立ち完成物件もしくはその写真を提出すること。

3 活動を登録した者は、次の各号に掲げる事項を了承して使用することとする。

(1) メッセージ付公式ロゴマークの使用は、申請者の責任のもとで行うこと。

(2) 活動の登録が承認された場合であっても、協会は、申請者や申請者の活動等について推奨や保証等を行うものではないこと。

(3) メッセージ付公式ロゴマークが使用された媒体やその内容、使用上の注意点到に反するメッセージ付公式ロゴマークの使用など、個々のメッセージ付公式ロゴマーク使用について、協会は一切の責任を負わないこと。

4 活動を登録した者は、第三者にメッセージ付公式ロゴマークを使用させてはならない。

(登録の取消)

第8条 活動を登録した者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき又その他の規約に違反したときは、協会は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を受けた者又は第三者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(メッセージ付き公式ロゴマークの使用期限)

第9条 活動を登録した者によるメッセージ付公式ロゴマークの使用は、第1号様式に記載の使用期間とし、特に記載のない場合は博覧会の終了までとする。

2 博覧会が終了した場合又は前条により承認を取り消された場合、活動を登録した者はメッセージ付公式ロゴマークの使用をただちに中止し、記録用を除いて、メッセージ付公式ロゴマークを付した完成物件を廃棄しなければならない。ただし、協会の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、活動の登録及びメッセージ付公式ロゴマー

クの取扱いに係る必要な事項は、協会事務総長が別に定める。

(裁判管轄)

第11条 申請者又は活動を登録した者と協会との間で紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、2024年7月1日から施行する